

お口の健康チェックしてみませんか？

長崎県後期高齢者医療広域連合では、疾病予防や身体機能の向上を目的とした、『お口“いきいき”健康支援（口腔ケア）事業』を実施しています。

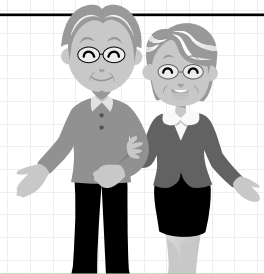
お口の中の衛生、かむ力、飲み込む力といった口腔機能向上は、食事をおいしく食べるだけでなく、全身の健康や生活全体の活性化につながります。

対 象	後期高齢者医療被保険者証をお持ちの方（県外居住者や医療機関等へ入院（所）の方は除きます）
申込方法	長寿支援課または長崎県広域連合に電話等で申し込むか、受診を希望される歯科医院を通じてお申し込みください。
受診方法	広域連合から送付された受診券により、3回を限度に受診ができます。
自己負担	無料

申込み期間は、平成23年12月22日(木)までです。

受診できる歯科医院は、長崎県歯科医師会加盟の歯科医院です。

問い合わせ 福祉保健部 長寿支援課 0920(58)1117
長崎県後期高齢者医療広域連合 095(816)3930



認知症高齢者 家族の集いに参加しませんか？

対馬市では認知症の高齢者を介護している方が集まりお互いの介護経験を話し合ったり悩みを打ち明けたりする目的で集いを開催しています。

興味のある方、参加を希望される方はお気軽にお問い合わせください。

対象となる方 認知症の方を介護されている方で集いに関心のある方

問い合わせ 福祉保健部 長寿支援課 0920(58)1117

保険料の免除や猶予を受けず保険料が未納の状態、万一、障害や死亡といった不慮の事態が発生すると、障害基礎年金・遺族基礎年金が受けられない場合がありますので、ぜひ活用しましょう。

経済的な理由等で国民年金保険料を納付することが困難な場合、申請をして認められれば保険料の全額、または、一部が免除となる「保険料免除制度」や「一部納付（免除）制度」などがあります。免除の期間は、申請した年度の7月から翌年の6月分までの1年間です。

年金保険料のお支払いが困難なときは



年金コーナー

保険料の免除を受けると、本人のほか、配偶者や世帯主などの前年所得が所得基準の範囲内である必要があります。ただし、所得基準を超えていても失業などが理由によって保険料が免除される場合があります。

全額免除制度
申請して認められれば保険料の全額が免除されます。
一部納付（免除）制度
一部免除には、
4分の3免除
2分の1免除
4分の1免除
の三種類があります。申請して認められれば保険料の一部を納付、残りの保険料は免除されます。
なお、一部免除された期間については、免除された額の保険料を納めない場合は未納期間として取り扱われますので、ご注意ください。

ります。
平成23年度分は、7月1日から受け付けます。
免除申請には、印かん、年金手帳などが必要ですが、他にも添付していただく書類が必要な場合もありますので、お問い合わせください。



長崎北年金事務所の出張年金相談	日時	7月21日(木)	9時~17時	場所	対馬市役所別館
	日時	7月22日(金)	9時~13時	場所	美津島地域活性化センター別館

【問い合わせ】
日本年金機構
長崎北年金事務所
095(866)1582